

## 事業の趣旨

社会の情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものとなり、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動の必要性は高まっている。国会においても国民への著作権教育に一層取り組むべきである旨が指摘されている。さらに、近年多発するいわゆる海賊版サイトによる著作権侵害に対し、政府としても国民に対する著作権教育の重要性が確認されたところである。

このような現状を踏まえ、関係各所と連携しながら、様々な手段を通じて国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。

### ◆ 参考となる法律・計画等 ◆

- 「著作権法の一部を改正する法律案」の附帯決議（平成30年5月17日参議院文教科学委員会）
- 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議）
- 「知的財産推進計画2018」（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）
- 「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）



## 事業の概要



## インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

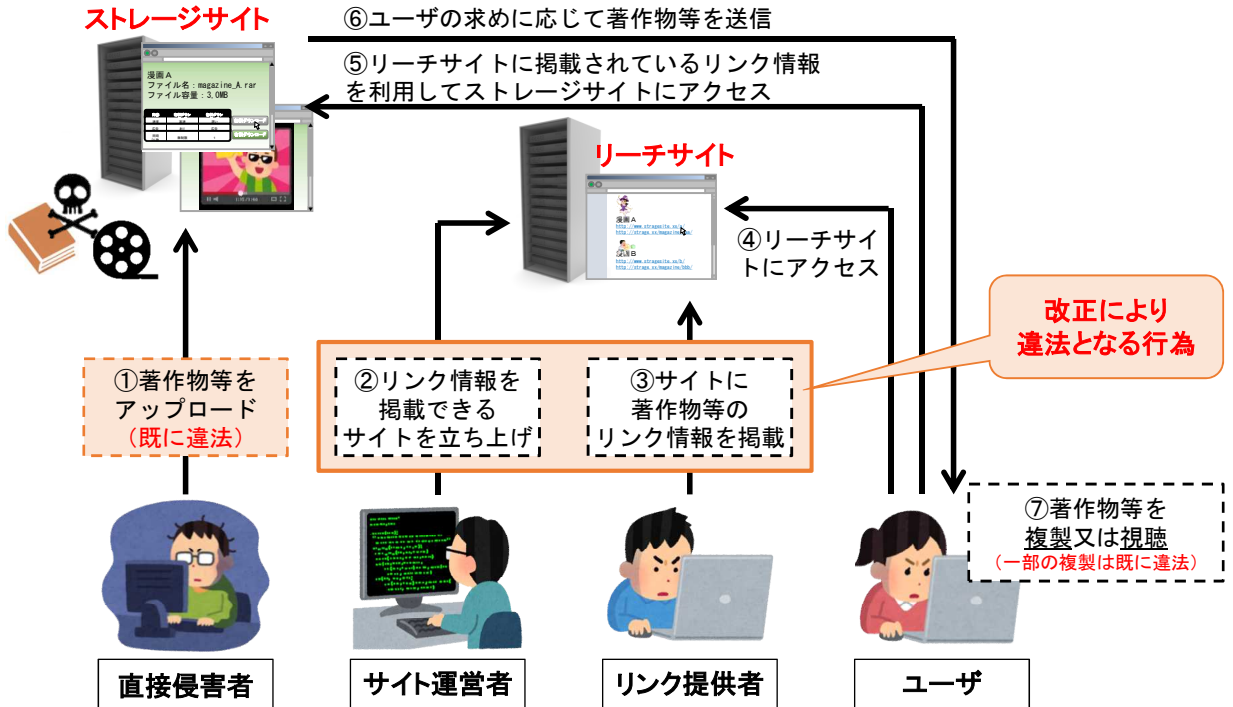
平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

<h3>1. 背景</h3>	<p>▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。</p>
<h3>2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理</h3>	<p>▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、<b>緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。</b></p> <p><small>（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）</small></p>
<h3>3. ブロッキング対象ドメインについて</h3>	<p>▶ 当面の対応としては、<b>法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置</b>として、<b>民間事業者による自主的な取組</b>として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。</p> <p>▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。</p>
<h3>4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性</h3>	<p>▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、<b>学校関係者、事業者、関係団体等と連携</b>しながら、<b>学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。</b></p>

(注) 上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

平成30年 第196回国会における著作権法改正の概要

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、以下の4点について改正。

- (1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- (2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- (3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて「デジタル教科書」を使用することができるようにするため、学校教育法等を改正。著作権法については、第33条、第33条の2の改正等を実施。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)

平成30年3月に我が国を含めた関係国により署名されたTPP11協定の締結に向け、平成28年12月に成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第108号)を改正。同法による著作権法改正はTPP12協定の効力発生日に施行されることとなっていたが、本法により、TPP11協定の効力発生日に施行されることとなる。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)

遺産分割や遺言制度、相続の効力等に関し、民法等を改正。相続の効力等に関する見直しに伴う著作権法の一部改正もその内容とする。

# 著作権法の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

## 著作権制度について

- <著作権の保護>
- ・他人の著作物(例:小説、論文、新聞、写真、美術、音楽、映画、コンピュータプログラム等)を利用\*する場合、著作権者の許諾が必要。(※)権利が付与されている行為:コピー(複製)、ネットワークでの送信(公衆送信)、演奏、上映、譲渡、貸与等
- <著作権の例外(「権利制限規定」)>
- ・法律で定める一定の場合\*は、**著作権者の権利が制限され、許諾を得なくても自由に利用することが可能。**(※)引用、報道のための利用、学校の授業での著作物のコピー、教科書への著作物の掲載、図書館での文献のコピー、インターネット情報検索のためのウェブサイトの情報のコピー等、様々な場合について規定が整備されている。

## 改正の概要

### (1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備(第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係)

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等\*のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- ・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。

(※) 例えは現在許諾が必要な可能性がある以下のような行為が、無許諾で利用可能となる。  
○所在検索サービス(例:書籍情報の検索)→著作物の所在(書籍に関する各種情報)を検索し、その結果と共に著作物の一部分を表示する。  
○情報解析サービス(例:論文の盗用の検証)→大量の論文データを収集し、学生の論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所を原典の一部を表示する。

### (2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

- ・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。

【現 在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要 【改正後】ワンストップの補償金支払のみ(権利者の許諾不要)

### (3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)

- ・マラケシュ条約\*の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書等の作成等を許諾なく行えるようにする。

(※) 視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約

【現 在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象 【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象

### (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(第31条、第47条、第67条等関係)

- ・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。

【現 在】小冊子(紙媒体)への掲載は許諾不要、タブレット等(デジタル媒体)での利用は許諾が必要。 【改正後】小冊子、タブレット等のいずれも場合も許諾不要。

- ・国及び地方公共団体等が裁定制度\*を利用する際、補償金の供託を不要とする。

(※) 著作権者不明の場合において、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで、著作物を利用することができる制度

【現 在】裁定制度により著作物等を利用する場合、事前に補償金の供託が必要 【改正後】国及び地方公共団体等については、補償金の供託は不要(権利者が現れた後に補償金を支払う)

- ・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾なく行えるようにする。

成立 平成30年5月18日

公布 平成30年5月25日

施行期日 平成31年1月1日

(2)については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。

4

## (2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

### 問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、**無許諾で可能。**
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

### 現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

#### 権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

#### 複製

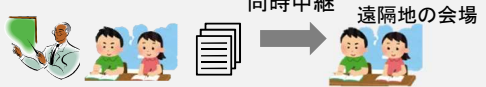
対面授業で使用する資料として印刷・配布



#### 権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



#### 今回の改正範囲

#### その他の公衆送信全て

#### 権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



### 検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27~28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

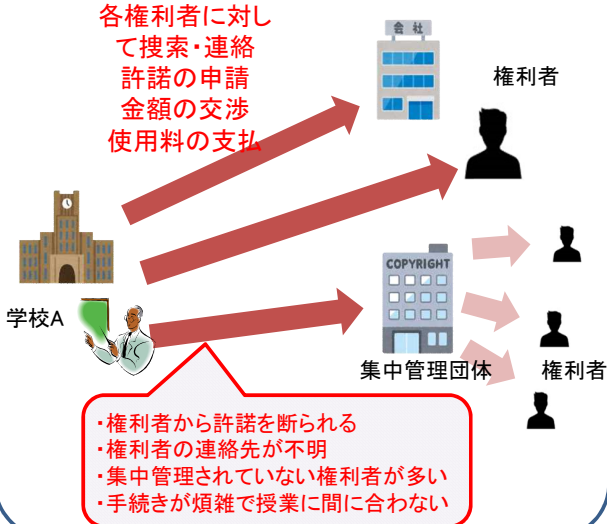
5

学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。

現在

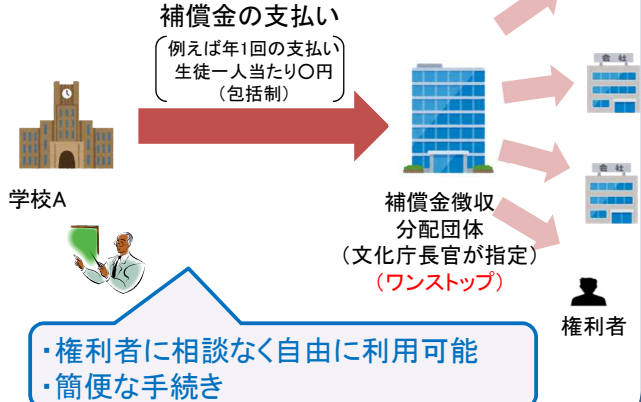
著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要



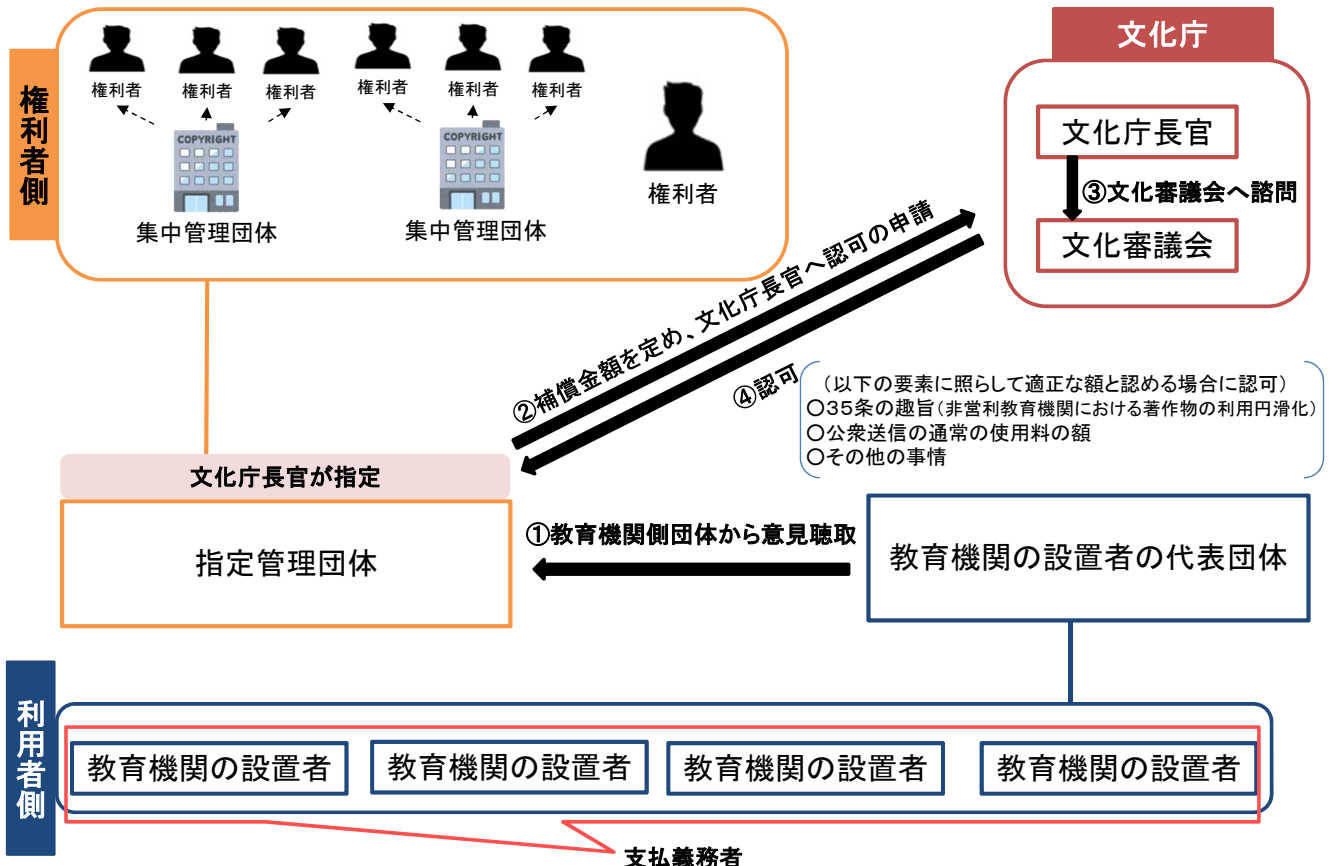
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



補償金額の決定手続のイメージ



# 今後の展望(・期待)

平成30年秋～

- 権利者団体における補償金の徴収分配の受皿となる法人の組成
- 補償金制度に関する政省令の制定
- 指定管理団体の指定
- 徴収手続き・分配方法、利用実態調査の方法等の検討
- 補償金額の決定(教育関係団体からの意見聴取、文化審議会への諮問、文化庁長官認可) 等

- 権利者・教育関係者による制度の運用上の課題解決に向けた話し合いの場の設定
- 以下のテーマについて、順次検討・実施
  - ① 著作権法に関する研修・普及啓発
  - ② ライセンス環境の整備
  - ③ ガイドラインの整備

平成〇〇年〇月

改正著作権法第35条の施行

## (3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備【第37条関係】

- ・現行法上、視覚障害者等のための書籍の音訳等は、権利制限規定により、権利者の許諾なく行うことが可能(第37条)。
- ・今回、マラケシュ条約(※)締結のために必要な規定の整備として、この受益者の範囲を拡大し、**肢体不自由**のために書籍を保持したりページをめくれない人など、**障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象**とする。

(※)マラケシュ条約：視覚障害者や判読に障害のある者のための著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、視覚障害者等による発行された著作物の利用機会を促進することを目的とする条約。(平成28年9月発効)

## (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等【第31条、第47条、第67条等関係】

### ○作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用【第47条関係】

美術館等が作品を展示する際、作品の解説・紹介をするために、**タブレット端末のような電子機器**に美術・写真の著作物を掲載することを可能とする。また、美術館等が展示する作品の情報を**インターネット**で紹介する際、美術・写真の著作物の**サムネイル画像(小さな画像)**を合わせて提供することを可能とする。

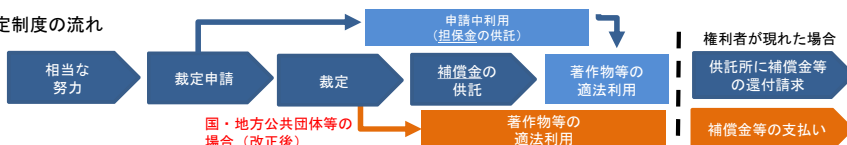
※現行制度上、美術館等が作品を展示する際、観覧者のために、作品の解説・紹介するための小冊子に美術・写真の著作物を掲載することが可能。

### ○著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し【第67条等関係】

著作権者不明等著作物の利用を円滑化するため、権利者と連絡がとれた場合に補償金等の支払を確実に行うことが期待できる**国や地方公共団体等**については、**事前の供託を求めないもの**とする。

※現行制度上、著作権者が不明である等の理由により、権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、著作物を利用することができる。

【参考】裁定制度の流れ



### ○国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信【第31条関係】

外国における日本研究の発展等にご貢献することを目的として、国立国会図書館が**外国の図書館**にも絶版等資料を送信できるようにする。

※現行制度上、絶版等の理由で入手困難な著作物は、国会図書館の図書館送信サービスを通じて日本各地の公共図書館等に当該資料を発信することが可能。